

定 款

一般社団法人 沖縄県測量建設コンサルタント協会

一般社団法人 沖縄県測量建設コンサルタント協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、測量及び建設コンサルタント業に係る調査研究、研修会等の開催、普及啓発等に関する事業を行い、測量及び建設コンサルタント業界の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、安全安心な社会資本整備の推進に貢献し、もって産業の発展及び県民福祉の高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量建設コンサルタント業に関する情報提供、普及および啓発の事業
- (2) 測量建設コンサルタント業の技術、経営等に関する研修会、講習会等開催の事業
- (3) 測量建設コンサルタント業に関する人材育成、能力開発の事業
- (4) 測量建設コンサルタント業に関する調査研究及び社会奉仕活動の事業
- (5) 測量建設コンサルタント業の経営の改善、法制及び施策に関する調査研究、指導、奨励の事業
- (6) 関係機関及び関係団体への要望、意見交換並びに連絡調整等の事業

- (7) 国、地方自治体及び各種団体からの業務の受託
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第5条 この法人の会員は、測量法又は建設コンサルタント登録規程に基づく登録業者であって、沖縄県内に本店を有する法人又は個人で、この法人の目的に賛同し、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
 - 3 会員はこの法人に対して代表者としての権利を行使するもの1名を定め、これを会長（第21条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。）に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(会員の資格の取得)

- 第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 理事会で新たに会員を承認したときは、その会員に対し通知するものとする。

(経費の負担)

- 第7条 この法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会（第12条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対しあらかじめその旨を通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員を除く 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (4) 第5条に規定する資格を欠いたとき。
- 2 前項により会員の資格が喪失したときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその義務を喪失しても既納の入会金、会費、その他の抛出金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は定期総会と臨時総会の2種とする。

2 前項の定期総会をもって法人法上の定時総会とする。

3 定期総会は毎年度5月に1回開催する。

4 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会長は総会の日14日前までに会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知するものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状をもって他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した会員のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、会員の中から、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 第1項の規定に関わらず、会員以外の者をこの法人の理事又は監事とする必要がある場合には、理事1名、監事1名を総会の決議によって選任することができる。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、会長を補佐する。専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員以外の監事に対しては、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第28条 この法人は、役員 of 法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第29条 この法人に任意の機関として顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に功労のあった者から、理事会の推せんにより、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応え、又は総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 5 前項ただし書きに関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 6 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 前各号に定める者のほか、この法人の業務執行の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の7日前までに、各役員に対して通知するものとする。

(議長)

第33条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期総会に提出し、第1号及び第6号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第42条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の構成、任務、運営に関し必要な事項は別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

(事務局長)

第46条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、専務理事をもって充てるものとする。

3 事務局長は、理事会の決定にしたがい、事務を処理するものとする。

(職員)

第47条 事務局に、職員を置くことができる。

2 事務局職員は、会長が任免する。

3 事務局職員は、事務局長の指揮監督のもとに、事務局の業務に従事するものとする。

第12章 雑 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は砂川徹男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。